

第12次鳥獣保護管理事業計画書

平成29年4月 1日から

5年間

平成34年3月31日まで

佐 賀 県

目次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
①指定に関する中長期的な方針	1
②指定区分ごとの方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	2
①鳥獣保護区の指定計画	3
②既指定鳥獣保護区の変更計画	3
2 特別保護地区の指定	4
(1) 方針	4
①指定に関する中長期的な方針	4
②指定区分ごとの方針	5
(2) 特別保護地区指定計画	5
3 休猟区の指定	6
(1) 方針	6
(2) 休猟区指定計画	6
(3) 特例休猟区指定計画	6
4 鳥獣保護区の整備等	6
(1) 方針	6
(2) 整備計画	6
①管理施設の設置	6
②調査、巡視等の計画	7
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
1 鳥獣の人工増殖	7
(1) 方針	7
(2) 人工増殖計画	7
2 放鳥獣	7
(1) 方針	7
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	7
(3) 放獣計画	8
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	8

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	8
(1) 希少鳥獣	8
(2) 狩猟鳥獣	8
(3) 外来鳥獣等	9
(4) 指定管理鳥獣	9
(5) 一般鳥獣	9
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	9
(1) 許可しない場合の基本的考え方（鳥獣の保護に支障を及ぼす場合や危険を伴う捕獲をする場合など）	9
(2) 許可する場合の基本的考え方（学術研究、鳥獣の保護又は管理を目的とする場合）	10
(3) わなの使用に当たっての許可基準	11
(4) 許可に当たっての条件の考え方	11
(5) 許可権限の市町村長への委譲	12
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	12
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	12
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	12
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	13
3 学術研究を目的とする場合	13
(1) 学術研究	13
(2) 標識調査	14
4 鳥獣の保護を目的とする場合	15
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	15
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	15
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	15
5 鳥獣の管理を目的とする場合	15
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	15
①有害鳥獣捕獲の基本的考え方	15
②鳥獣による被害発生予察表の作成	16
1) 予察表	16
2) 予察表に係る方針等	19
③ 鳥獣の適正管理の実施	20
1) 方針	20
2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画	20
④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	20
1) 方針	20
2) 許可基準	21
⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	23
1) 方針	23

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	2 3
3) 指導事項の概要	2 3
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 4
6 その他特別の事由の場合	2 4
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	2 4
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	2 4
(3) 鵜飼漁業への利用	2 5
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	2 5
(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	2 5
7 鳥類の飼養登録	2 6
(1) 方針	2 6
(2) 飼養適正化のための指導内容	2 6
8 販売禁止鳥獣等	2 6
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	2 6
1 特定猟具使用禁止区域の指定	2 6
(1) 方針	2 6
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	2 7
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	2 8
2 特定猟具使用制限区域の指定	2 9
(1) 方針	2 9
(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画	2 9
3 猟区設定のための指導	2 9
4 指定猟法禁止区域	2 9
(1) 方針	2 9
(2) 指定計画	2 9
第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項	3 0
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する指針	3 0
2 実施計画の作成に関する方針	3 0
第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	3 0
1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	3 0
2 実施計画の作成に関する方針	3 1
第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	3 1
1 基本方針	3 1

2	鳥獣保護対策調査	3 1
(1)	方針	3 1
(2)	希少鳥獣等保護調査	3 1
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	3 1
3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	3 2
4	狩猟対策調査	3 2
(1)	方針	3 2
(2)	狩猟鳥獣生息調査	3 2
(3)	放鳥効果測定調査	3 2
(4)	狩猟実態調査	3 2
5	鳥獣管理対策調査	3 2
(1)	方針	3 2
(2)	調査の概要	3 3
第九	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	3 3
1	鳥獣行政担当職員	3 3
(1)	方針	3 3
(2)	設置計画	3 4
(3)	研修計画	3 4
2	鳥獣保護管理員	3 4
(1)	方針	3 4
(2)	設置計画	3 4
(3)	年間活動計画	3 4
(4)	研修計画	3 5
3	保護及び管理の担い手の育成	3 5
(1)	方針	3 5
(2)	認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確	3 5
(3)	研修計画	3 5
(4)	狩猟者の減少防止対策	3 5
4	取締り	3 6
(1)	方針	3 6
(2)	年間計画	3 6
第十	その他	3 6
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	3 7
2	狩猟の適正管理	3 7
3	入猟者承認制度に関する事項	3 7

4	傷病鳥獣救護の基本的な対応	37
5	安易な餌付けの防止	38
(1)	方針	39
(2)	年間計画	39
6	感染症への対応	39
7	普及啓発	39
(1)	鳥獣の保護管理についての普及等	39
①	方針	39
②	事業の年間計画	39
③	愛鳥週間行事等の計画	40
(2)	愛鳥モデル校の指定	40
①	方針	40
②	指定期間	40
③	愛鳥モデル校に対する指導内容	40
④	指定計画	40
(3)	法令の普及徹底	40
①	方針	40
②	年間計画	41

第一 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県の県土面積は約2,440km²で、土地利用区別には、森林46%、農地22%、宅地7%、道路6%などとなっており、その中に、多種類の野生鳥獣（鳥類 およそ330種、獣類 およそ20種類）が生息している。

こうした野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものである。

このため、鳥獣の捕獲等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の保護繁殖を図る観点から、必要な地域については鳥獣保護区を指定する。

なお、鳥獣保護区の指定に当たっては、地域の自然・社会的特性を踏まえ、市町、農林水産業団体等、地域の関係者の合意形成に努め、農林水産業等の人間の活動と鳥獣の共存が図られるよう十分留意するものとする。

② 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。指定に当たっては、森林面積がおおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積が300ha以上となるよう努めるものとする。

(イ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

(ウ) 希少鳥獣生息地の保護区

第四の1(1)①に定める希少鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(エ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区 (再指定を含む)							本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				29年度	30	31	32	33	計(B)	29年度	30	31	32	33	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	11	19	箇所	2			3		5						
	面積	3,300ha	11,233ha	変動面積	152ha			1596		1748	ha					
集団渡来地	箇所		4	箇所	1	1		1		3						
	面積		1,578ha	変動面積	512ha	92		907		1511	ha					
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所		2				2						
	面積		316ha	変動面積	ha	316				316	ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		16	箇所	3	1	5	3	3	15						
	面積		3,821ha	変動面積	699ha	8	1950	225	893	3775	ha					
計	箇所		41	箇所	6	4	5	7	3	25						
	面積		16,948ha	変動面積	1363ha	416	1950	2728	893	7350	ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区(再指定を含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
29年度	30	31	32	33	計(D)	29年度	30	31	32	33	計(E)		
						2			3		5		19
ha						152ha			1596		1748		11,233ha
						1	1		1		3		4
ha						512ha	92		907		1511		1,578ha
							2				2		2
ha						ha	316				316		316ha
						3	1	5	3	3	15		16
ha						699ha	8	1950	225	893	3775		3,821ha
ha						6	4	5	7	3	25		16,948ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

国が示した指定目標（11カ所、3,300ha）を既に達成しているため、新規指定計画は行わない。

(イ) 集団渡来地の保護区

県内に、集団で渡来する鳥類の種数又は個体数が多く保護が必要な区域がないため、新規指定計画は行わない。

(ウ) 希少鳥獣生息地の保護区

県内に、絶滅の恐れがある希少鳥獣が生息し保護を図る必要な区域がないため、新規指定計画は行わない。

(エ) 身近な鳥獣生息地の保護区

県内に、鳥獣の良好な生息地を確保し保護を図る必要な区域がないため、新規指定計画は行わない。

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成29年度	身近な鳥獣生息地	金立	期間更新	505 ha	-	505ha	H29.11.1～H39.10.31		
		高島	〃	62 ha		62ha	〃		
		岡本	〃	132ha	-	132ha	〃		
	森林鳥獣生息地	池原	期間更新	38ha	-	38ha	H29.11.1～H39.10.31		
		鬼の鼻山	〃	114ha	-	114ha	〃		
	集団渡来地	日の隈	期間更新	512ha		512ha	H29.11.1～H39.10.31		
計		6箇所		1,363ha	-	1,363ha			
平成30年度	身近な鳥獣生息地	桜岡	期間更新	8ha		8ha	H30.11.1～H40.10.31		
	希少鳥獣生息地	加唐島	期間更新	258ha	-	258ha	H30.11.1～H40.10.31		
		松島	〃	58ha	-	58ha	〃		
	集団渡来地	小川島	期間更新	92ha		92ha	H30.11.1～H40.10.31		
計		4箇所		416ha	-	416ha			
平成31年度	身近な鳥獣生息地	石井樋	期間更新	49ha	-	49ha	H31.11.1～H41.10.31		
		玄海	〃	1,202ha	-	1,202ha	〃		
		鏡山	〃	24ha	-	24ha	H31.11.1～H41.10.31		
		下千田溜池	〃	1ha	-	1ha	〃		
		下宿	〃	674ha	-	674ha	〃		

計		5箇所		1,950ha	-	1,950ha		
平成32年度	身近な鳥獣生息地	岸岳	期間更新	24ha	-	24ha	H32.11.1~H42.10.31	
		唐泉山	〃	36ha	-	36ha	〃	
		古木場ダム		165ha	-	165ha	〃	
	森林鳥獣生息地	石谷山	期間更新	387ha	-	387ha	H32.11.1~H42.10.31	
		日南郷	〃	267ha	-	267ha	〃	
		水堂	〃	942ha	-	942ha	〃	
集団渡来地	北山ダム	期間更新	907ha	-	907ha	〃		
計		7箇所		2,728ha	-	2,728ha		
平成33年度	身近な鳥獣生息地	唐津	期間更新	575ha	-	575ha	H33.11.1~H43.10.31	
		檜原		121ha	-	121ha	〃	
		鹿島		197ha	-	197ha	〃	
計		3箇所		893ha	-	893ha		
合計		25箇所		7,350ha	-	7,350ha		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

- (ア) 特別保護地区の指定にあたっては、鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。
- (イ) 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の設定期間に合わせて指定する。
- (ウ) 本計画期間中に指定期間満了となる「北山ダム特別保護地区」については、再指定を計画する。
- (エ) 北山ダム特別保護地区以外の新規指定、期間更新は行わない。

② 設定区分ごとの方針

(ア) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分		既指定特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する 特別保護地区					
				29年度	30	31	32	33	計(B)	29年度	30	31	32	33
森林鳥獣 生息地	箇所	4	箇 所											
	面積	271ha	変動面積	ha										
集団渡来地	箇所	1	箇 所			1		1						
	面積	70ha	変動面積	ha		70		70	ha					
計	箇所	5	箇 所			1		1						
	面積	341ha	変動面積	ha		70		70	ha					

本計画期間に区域縮小する 特別保護地区					本計画期間に解除又は期間満了となる特別 保護地区 (再指定も含む)					計画期間中の 増△減*	計画終了時の 特別保護地区 **		
29年度	30	31	32	33	計(D)	29年度	30	31	32			33	計(E)
													4
ha						ha							271
									1				1
ha						ha			70				70
													0
ha						ha							0

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(指定計画内訳)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区			特別保護指定区域		備考
	指定区分	名称	指定面積	指定期間	名称	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成32年度	集団渡来地	北山ダム	907ha	H32. 11. 1～ H42. 10. 31	北山ダム	70ha	H32. 11. 1～ H42. 10. 31			再指定
合計		1箇所	907ha		1箇所	70ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

(2) 休猟区指定計画

近年、野生鳥獣による諸被害が発生している一方で、狩猟者の減少により狩猟による捕獲圧が弱まっていると考えられ、狩猟鳥獣の著しい減少は認められない。こうした状況を考慮し、本計画期間中に新規休猟区の指定は、原則として行わない。

(3) 特例休猟区指定計画

本計画期間中に、特例休猟区の指定計画は行わない。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
標識類の整備	既指定鳥獣保護区				
管理棟等の整備	整備予定なし				

② 調査、巡視等の計画

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
管理員等	箇所数	県内全鳥獣保護区（41箇所）				
	人数	全鳥獣保護管理員（34名）				
管理のための調査の実施		鳥獣生息状況調査、法令違反取締り等				

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

鳥獣の人工増殖について、今後、県内で鳥獣の人工増殖を図る者があれば、計画的な増殖体制の確立が図られるよう助言等に努めるものとする。

(2) 人工増殖計画

現在、県内に鳥獣の人工増殖を行う者がいないため、人工増殖計画は行わない。

2 放鳥獣

(1) 方針

狩猟鳥類の保護繁殖を図るため、放鳥する鳥類の種類をキジとし、次の①から③に留意して、生産技術の確立された県外から優良種のキュウシュウキジを購入して放鳥事業を実施するが、事業の効果等を検証しながら、そのあり方について引き続き検討を行う。

①キジの生息に適した、鳥獣保護区等に野生化訓練されたキジを放鳥する。

②放鳥の効果を高めるため、放鳥の場所、時期等には十分配慮する。

③放鳥するキジは脚環を装着することとし、観察報告や捕獲報告により定着状況の把握に努める。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(放鳥計画)

種類名	放鳥の地域	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区 特定猟具使用禁止区域	4	200	4	200	4	200	4	200	4	200

(入手計画)

種類名	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他
キジ	羽	羽 200	羽	羽	羽 200	羽	羽	羽 200	羽
	平成32年度			平成33年度					
	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他			
	羽	羽 200	羽	羽	羽 200	羽			

(3) 放獣計画

哺乳類（希少種を除く）は、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣計画は行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 区分

法第2条第4項に基づき環境省令で定められている希少鳥獣並びに佐賀県レッドデータブックリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

また、指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

① 区分

法第2条第7項に基づき定める鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、農林水産業被害状況等の把握に努めるものとする。

被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施により、地域個体の存続を図りつつ被害防止を図るものとする。また、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、捕獲圧が強い狩猟鳥獣については、必要に応じて休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、次の(3)に該当する種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

① 区分

本来、我が国に生息地を有しておらず人為的に海外から導入された鳥獣及び、佐賀県に本来生息地を有しておらず人為的に外部から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況の把握に努め、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣等については、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲、特定外来法に基づく捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

(4) 指定管理鳥獣

① 区分

法第2条第5項に基づき環境省令で定められている指定管理鳥獣とする。

② 管理の考え方

指定管理鳥獣の適切な管理のため、捕獲状況や農林水産業被害状況等の把握に努めるとともに、被害防止を図るため、第二種特定鳥獣管理計画の作成および実施により、地域個体群の存続に配慮しつつも、必要な捕獲等を推進するものとする。

(5) 一般鳥獣

① 区分

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣等以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りでない。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

- ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 野生鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するだけでなく、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲を行う場合
- ⑥ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑦ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑧ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合
ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。
- ⑨ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省脚環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣の保護を目的とする場合

1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

2) その他鳥獣の保護を目的とする場合

上記以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

③ 鳥獣の管理を目的とする場合

1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

(ア) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

(イ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

(ウ) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

(エ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

(オ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

ただし、下記①－(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲及び人への危険のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①－(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すも

のとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

有害鳥獣による農林水産業又は生活環境への被害に対し地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応を図る観点から、一部の種類（狩猟鳥獣または、県が定める鳥獣）については市町長に捕獲等又は採取等の許可権限を委譲しているところであり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「同法施行規則」及び本計画等に従って適切な事務の遂行がなされ、また、執行状況の報告が行われるよう助言するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、銃器の使用に当たっては、鳥獣の鉛中毒事故の防止を図るため、無毒性の代替弾への切り替えの指導に務めるものとし、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。）。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物又は採取物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないように、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼす恐れが軽微である場合として法施行規則第19条で定められた場合を除く。）さらに、捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないため、放鳥獣の検討を行う。狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少なく保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究等を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域においては特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷を伴う(以下「殺傷等」という。)捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、脚環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識調査

① 許可対象者

国若しくは地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは地方公共団体より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

捕獲の目的	許可 権者	許可基準				
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

①有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

②鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

※被害発生時期は該当月を一印で示し、特に発生が甚大となる時期が存在する場合は+印としている。

加害鳥獣名	被害発生地域	被害農林水産物等	被害発生時期												
	市町名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	佐賀市	水稲、果樹、芋類、筍、野菜	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	---	---	---	---
	唐津市	水稲、筍、芋類、野菜、果樹、タバコ	- - +	+++	+++	---	+++	+++	+++	+++	+ - -	---	---	---	---
	鳥栖市	水稲					--	---	--						
	多久市	果樹、水稲、野菜	---	---	---	---	+++	+++	+++	+++	+++	+++	---	---	---
	伊万里市	果樹、水稲、大豆		-	---	---	+++	+++	+++	---	---	---			
	武雄市	水稲、大豆、筍、蜜柑、牧草、苺、栗	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	鹿島市	芋類、果樹、水稲、筍	---	---	- ++	+ - -	- ++	+++	+++	+++	+ + -	---	---	---	---
	小城市	水稲、果樹、筍、芋類		---		---	---	---	+++	+++	++				
	嬉野市	水稲、茶、筍、大豆、芋類	+++	+++	---	---	+++	+++	+++	+++	+ + -	---	---	---	---
	神崎市	水稲、野菜、芋類、筍、果樹、豆類	+++	+++	---	+++	+++	+++	+++	+++	+++	---	---	---	---
	吉野ヶ里町	水稲、筍、果樹	---				--	+++	+++	+++					---
	基山町	水稲、麦、果樹	---	---			--	+++	+++	---					
	みやき町	水稲、筍、柑橘類、芋類	---		---	---	---	---	---	---	---	---			---
	上峰町	水稲、果樹				---	---	+++	+++	---	+++	---			
	玄海町	水稲、芋類、果樹	---	---	---	- ++	+++	+ - +	+++	+++	---	---	---	---	---
	有田町	水稲、大豆				--	---	---	---	---					
	江北町	水稲、筍、蜜柑	---	--			---	---	---	---					---
	大町町	筍、野菜、水稲、果樹	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
	白石町	野菜、芋類、筍、水稲、大豆、果樹	--	---			---	- ++	+++	+++	+++	+++	---	---	---
	太良町	水稲、果樹(蜜柑)、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
アライグマ	伊万里市	果樹			---	+++	+++	+++	---	---	---				
	江北町	果樹							---	---	---				
	神崎市	果樹、野菜、果物、苺、柿、みかん	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	

アナグマ	唐津市	果樹、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---			---	
	佐賀市	イチゴ	---						+++	+++	---	---	---	---	
	伊万里市	果樹			---	+++	+++	+++	---	---	---				
	武雄市	柑橘（蜜柑）					---	---	---	---	---	---	---		
	嬉野市	苺	---	---								---	---	---	
	神埼市	干柿、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	鹿島市	トウモロコシ、苺				---	---				---	---	---	---	
	玄海町	イチゴ									---	---			
	白石町	苺、豆類、玉葱の苗、トウモロコシ、アスパラガス	+++	---	---	---	---	+++	+++	+++	+	---			
	有田町	トウモロコシ				---	---					---	---	---	---
タヌキ	唐津市	野菜、果樹	---	---	---	---	---	---	+++	+++	+	---	---	---	
	伊万里市	果樹			---	+++	+++	+++	---	---	---				
	武雄市	苺	---	---										---	
	神埼市	野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	佐賀市	イチゴ	+++	+++					+++	+++	+++	+++	+++	+++	
	白石町	苺、豆類、玉葱の苗、トウモロコシ、アスパラガス	+++	---	---	---	---	+++	+++	+++	+	---			
カモ類	鳥栖市	麦										---	---		
	佐賀市	麦、のり											+++		
	小城市	麦、のり										---	---		
	鹿島市	麦、のり									---	---	---		
	大町町	麦										---	---		
	江北町	麦										---	+++		
	白石町	レンコン、麦、のり	---	---								---	+++	---	
カラス類	佐賀市	水稲、イチゴ、柑橘、柿、大豆、大麦、小麦、野菜、りんご、施設ビニール	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	
	唐津市	麦、果樹、野菜				---	---	---	---	+++	---	---	---	---	
	鳥栖市	麦										---	---		
	多久市	麦、大豆、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	伊万里市	果樹、果菜			---	+++	+++	+++	---	---	---	---	---		
	武雄市	蜜柑、柿				---	---	---	---	---	---	---	---		
	鹿島市	果樹					---	---	---	---	---	---	---	---	
	小城市	果樹		---	---	---	---	---	---	---	---				

カラス類	神崎市	麦、大豆、野菜、柿、苺	---	---	---	---	---	---	---	---	---			---
	嬉野市	大豆			---	+++								
	吉野ヶ里町	水稲			-	---	---							
	基山町	野菜、果樹	---	---	---	---	---	---	+++	+-	---	---	---	---
	みやき町	麦、豆類、柑橘類			-	---		---	---	---	-			
	上峰町	大豆				---								
	有田町	果樹				---	---	--						
	江北町	果樹					---	-	---	--				
	大町町	大豆				---	-							
	白石町	野菜、果樹、麦、大豆、アスパラガス、キャベツ		---	---	---	---	---	---	---	+++	---	---	---
	太良町	蜜柑							---	---	---	---		
キジバト	吉野ヶ里町	水稲				---								
サギ類	佐賀市	水稲		+++	+++	+++	+++	+++						
	唐津市	水稲	---	---	---	---								
	神崎市	水稲		---	---	---								
	鹿島市	水稲			---	---	---							
	吉野ヶ里町	水稲				--	--							
	上峰町	大豆				---								
	白石町	水稲					---	---	---					
ニホンザル	唐津市	野菜、果樹、花、トウモロコシ	---	---	---	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
	神崎市	野菜、果物				---	---							
スズメ	嬉野市	麦、水稲		+++	---			--	+++					
	佐賀市	水稲・麦	+++	+++	---	---	---	+++	+++	+++	---	---	---	---
	神崎市	水稲					--	-						
	大町町	水稲							-	---				
	白石町	水稲、麦		---	---			---	---	---		---	---	
	太良町	水稲							---	---				
カワラバト (ドバト)	佐賀市	大麦、小麦、大豆、野菜	---	---	+++	+++	+-	---	---	+++	+++	---	---	---
	唐津市	豆類	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---		
	鳥栖市	豆類				---	---							

カワラバト (ドバト)	多久市	大豆			---	---								
	武雄市	大豆、飼料作物	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	鹿島市	大豆				++	++			--	--			
	小城市	大豆				---								
	神埼市	蕎麦、大豆、野菜				---	---	---	---	---	--			
	吉野ヶ里町	水稻				---								
	基山町	大豆				---	---							
	上峰町	大豆				---								
	大町町	大豆				---	-							
白石町	野菜、大豆、麦、飼料作物		---	---	---	---	---	---						
ノウサギ	神埼市	桧	---	---								---	---	
	みやき町	野菜	---										---	
	江北町	大豆					---							
	有田町	大豆	---	---		---	---	---	---			---	---	
イタチ	佐賀市	イチゴ	+++	+++				+++	+++	+++	+++	+++	+++	
ノヤギ	唐津市	農作物全般	---	---	---	---	---	---	---	---	+++	+++	+++	
ヒヨドリ	佐賀市	蜜柑、野菜、ブルーベリー、キャベツ、ブロッコリー				-++	+++		---	---	---	+++	---	---
	唐津市	野菜・果樹							-++	+++	---	-++	+++	---
	鹿島市	果樹								---	---			
	神埼市	野菜										---	+++	
	みやき町	果樹							---	---	---			
	白石町	果樹								---	---			
	江北町	麦									---	+++		
	太良町	果樹								---	---			

※被害発生時期は該当月を一印で示し、特に発生が甚大となる時期が存在する場合は+印としている。

農作物被害ではないが、佐賀市の九州佐賀国際空港付近では、鳥類によるバードストライク被害が発生している。

2) 予察表に係る方針等

予察捕獲を実施する場合は、過去5年間の鳥獣による被害状況及び鳥獣の生息状況を検討し、鳥獣の種類別、月別及び地域別による被害発生予察表を作成し、これに基づき計画的に行うものとする。

③鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

農林水産業被害の状況、生態系への影響等から見て適正管理を実施する必要性の高い鳥獣については、生息状況等を踏まえ、適正管理の目標や防除方法等の検討を進めることとし、特にイノシシについては「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、これに基づく対策を実施していくものとする。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
イノシシ	平成29年度～ 平成33年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく、個体群管理・被害防除・生息環境管理等、総合的な対策の実施 ・モニタリング調査に基づく、計画内容の検討 	
アライグマ	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物法に基づく防除 ・市町・関係団体等との意見調整、効果的な防除方法等の検討及び必要な措置の推進 ・被害を受けている者の敷地内での小型箱わな等による捕獲の推進 	
ニホンザル カラス カワラバト（ドバト） サギ類、カモ類	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・市町・関係団体等との意見調整、効果的な防除方法等の検討及び必要な措置の推進 	

④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

(ア) 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業等に係る被害防止を図る場合においては、当該指定管理鳥獣の個体群の管理及び外来鳥獣等の根絶又は抑制のため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

(イ) 捕獲等又は採取等する区域

捕獲等又は採取等する区域は、被害発生状況に応じて、必要かつ適切な区域とし、特に鳥獣保護区内で実施する場合は、有害鳥獣捕獲対象外の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。

なお、水鳥の鉛中毒を防止するために選定された区域においては、鉛散弾を用いての銃器による捕獲等の許可は行わない。

ただし、法第15条第4項に基づく許可を得ている場合は、この限りでない。

(ウ) 捕獲等又は採取等する期間

捕獲等又は採取等の実施は、鳥獣が農林水作物等に被害を与える時期を考慮して、必要かつ適切な時期及び期間とする。

ただし、狩猟期間中及びその前後15日間の捕獲等又は採取等許可については、狩猟期間中は一般の狩猟と、またその前後15日間の場合は、狩猟期間の延長と誤認される恐れがあるので、許可を出した者と許可を受けた者は捕獲区域の周辺住民等関係者への有害駆除の実施を周知する等、適切な対応を行うものとする。

なお、飛行場の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りではない。

2) 許可基準

許可権限者	鳥獣名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備 考
		方法	区域	時期	日数	1人当りの捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目的の場合に限る。)	カラス類 ・ミヤマガラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス キジバト	銃器・網(かすみ網を除く。以下同じ)・捕獲箱	国指定鳥獣保護区を除く被害発生区域	被害の発生時期を考慮し、必要かつ適正な時期	必要かつ適切な期間	必要数	市町、環境大臣の定める法人、被害者及び被害等を受けた者から依頼を受けた者		果樹、水稲、 麦類、野菜、 大豆 等	
	スズメ類 ・スズメ ・ニューナイスズメ	銃器・網	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水稲 麦類 等	
	カモ類 ・マガモ ・オナガガモ ・カルガモ ・ヒドリガモ ・クロガモ ・ホシハジロ ・コガモ ・ハシビロガモ ・スズガモ ・ヨシガモ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	野菜 麦類 等	
	ヒヨドリ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜 等	
	イノシシ	銃器※・網・わな	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水稲、果樹 等	
	ノウサギ	銃器・網・わな	〃	〃	〃	〃	〃	〃	幼齢造林木 野菜 等	
	ノイス、ノネコ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	ブロイラー 等	
	アライグマ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	果樹	
	タヌキ、アナグマ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜	
	カララバト(ドバト)	銃器・網・捕獲箱	〃	〃	〃	〃	〃	〃	麦類、大豆、 野菜 等	
	サギ類 ・ダイサギ ・コサギ ・アオサギ	銃器・網	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水稲 等	

市町長 (農林水産業 又は生活環境 に係る被害の 防止目的の場 合に限る。)	ニホンザル	銃器・網・捕獲箱	〃	〃	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜 等	
	オスイタチ (チョウセンイタチ を含む)、マングース	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜	
	ノヤギ、ニホンジカ	銃器*・網・わな	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	トビ、オナガ、カワウ、ウン、 タイワンシロガシラ 上記以外の狩猟鳥	法令で禁止されて いる猟具以外の猟 具	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
知事	上記以外で環境大臣許可に 係るものを除く	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

※イノシシ、ノヤギ、ニホンジカの捕獲に際して空気銃を使用する場合は、止めさしに限る。

(ア) 捕獲等又は採取等の従事者

(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を緩和する (B) ~ (E) 以外の場合、次の要件を満たす者とする。

(a) 狩猟免許を有する者で、従事する当該年度又は前年度に佐賀県の狩猟者登録を受けた者。

(b) 捕獲等又は採取等の趣旨を理解し、積極的な協力が得られる技能熟練者で、過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。

(c) 狩猟者保険等に加入しており、捕獲等又は採取等の実施の際に、事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

(d) 銃器による捕獲等を行う場合は、捕獲班 (2名以上をもって小班とする。) を編成して団体で実施するものとし、捕獲班長の指揮のもとに捕獲等に従事できる者。ただし、次の場合はこの限りではない。

(i) くくりわな等の猟具に鳥獣がかかっており、猟具を仕掛けた捕獲従事者の同意と銃器の使用に当たっての安全性が確保されて、止めさしを行う場合

(ii) 鳥獣が突然民家周辺に出没するなどして、人身に危険を及ぼす恐れがあるなど、緊急避難的に捕獲を実施する必要がある場合

(e) 佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者。ただし、以下の場合はこの限りではない。

(i) カワラバト (ドバト) 等による生活環境に係る被害のため捕獲等又は採取等の専門業者が依頼を受けて行う場合

(ii) 捕獲等又は採取等の従事者の確保が困難で、関係する猟友会支部長の了承したものが依頼を受けて行う場合

(iii) 生活環境及び農林業に係る被害を防止するため、被害を受けた者が捕獲等又は採取等を行う場合

(B) 生活環境及び農業に係る被害を防止するため、被害を受けている者の住宅等敷地又はビニールハウス敷地、垣・柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内で、小型箱わな、つき網、手捕りによりカワラバト (ドバト)、カラス、タヌキ、アナグマ等の小型の鳥獣を捕獲する場合、次の要件を満たす者とする。なお、使用する箱わなは三辺の長さの合計が160cm以内のものとする。

(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。

(C) 農林業に係る被害を防止するため、農林業者が自己の事業地内で囲いわなを用いて捕獲する場合、次の要件を満たす者とする。

(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。

(b) 狩猟者保険等に加入しており、捕獲等又は採取等の実施の際に、事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

- (D) 市町又は法人が捕獲許可の申請者であり、銃器を使用しない捕獲班を組織し、捕獲班内の従事者に狩猟免許所有者が含まれ、その狩猟免許所有者の補助としてのみ活動する者は、次の要件を満たす者とする。
 - (a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。
 - (b) 許可申請者の市町又は法人が開催する捕獲に関する講習会を受講し、捕獲技術、安全性等が確保されている者。
- (E) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者として都道府県知事から鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の知識が一定の基準に適合していることについて認定を受けた者（認定鳥獣捕獲等事業者）
- (イ) 鳥獣被害の発生予察表に基づき作成された有害鳥獣捕獲計画に基づく捕獲頭数については、その目的を達するために必要な数とする。
- (ウ) 住居集合地域等における麻醉猟銃の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉猟銃をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

⑤有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、捕獲隊の編成、一斉捕獲の実施、関係者間の連携強化、被害防止体制の充実について、関係市町に助言等を行うものとする。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域	備考
ニホンザル	被害市町	
カラス類・カワラバト（ドバト）		
その他鳥獣		

3) 指導事項の概要

「本計画」及び「佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に基づく指導・助言を行うものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
第二種特定鳥獣管理計画の定めによる						

6 その他特別の事由の場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数 (羽、頭、個)	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6か月以内	原則として、住所地と同一の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	

(3) 鵜飼漁業への利用

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	鵜飼農家の利用の目的を達成するために必要な数(羽、個)	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥獣の飼養の適正化を図るため、鳥類の捕獲及び飼養に関する法令等の県民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

県広報、チラシ等により、県民への周知徹底を図るとともに、関係職員や鳥獣保護管理員による巡回・指導等を徹底する。

また、愛がんのためのメジロの飼養については、平成24年3月31日までに飼養登録中のメジロのみ終生飼養を認めるものとし、飼養登録の更新にあたっては、現に飼養登録されている個体の脚環の装着等適正な個体管理が行われるよう指導する。

8 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1) 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

(2) 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼす恐れのないものとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

(ア) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

(イ) 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

(ウ) わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(B)	29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	46	箇所	7	4	2	3	2	18						
	面積	ha 22,476	変動面積	ha 1,847	ha 1,327	ha 402	ha 911	ha 257	ha 4,744	ha	ha	ha	ha	ha	
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	(2) ※	箇所												
	面積	※ (275ha)	変動面積	ha											

※銃猟に伴う危険を予防するための区域に含まれるため、内数。

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	計(D)	29年度	30年度	31年度	32年度	28年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							7	4	2	3	2	18		46箇所
	面積							ha 1,847	ha 1,327	ha 402	ha 911	ha 257	ha 4,744		ha 22,476
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														(2箇所)
	面積														(275ha)

* 箇所数については (B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟にともなう危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考
平成29年度	佐賀市	大和(銃器)	800	H29.11.1	再指定					
	佐賀市・ 神崎市	岩田久保泉 (〃)	193	~ H39.10.31	〃					
	多久市	鬼の鼻山 (銃器、くくり わな、はこおと し、囲いわな)	54		〃					
	神崎市	城原 (銃器、くくり わな)	221		〃					
	神崎市	神埼(銃器)	239		〃					
	吉野ヶ里町・ 上峰町	三田川(〃)	244		〃					
	玄海町	玄海(〃) 7	96		〃					
			1,847							
平成30年度	佐賀市	諸富(銃器)	330	H30.11.1	再指定					
	佐賀市	川副(〃)	527	~	〃					
	小城市	小城(〃)	250	H40.10.31	〃					
	小城市	牛津(〃) 4	220		〃					
			1,327							
平成31年度	みやき町	鳥栖・三養基 (銃器)	160	H31.11.1	再指定					
	白石町	白石(〃) 2	242	~ H41.10.31	〃					
			402							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟にともなう危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考
平成32年度	唐津市	呼子(銃器)	494	H32.11.1	再指定					
	唐津市	相知(〃)	335	~	〃					
	鳥栖市・みやき町	筑後川河川敷(〃)	82	H42.10.31	〃					
		3	911							
平成33年度	嬉野市	嬉野(銃器)	137	H33.11.1	再指定					
	有田町	有田(〃)	120	~	〃					
		2	257							
合計		18	4,744							

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定するよう検討する。

(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画

現在、県内に上記方針に基づく特定猟具の使用を制限する必要な区域がないため、指定計画は行わない。

3 猟区設定のための指導

現在、法第68条に基づく猟区の設定はないが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町、猟友会等と検討するものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定計画

県内に、新たに鉛製銃弾又は鉛製散弾を規制し鳥獣の保護を図る必要な区域がないため、新規指定計画は行わない。

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により、地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保・生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合に必要に応じて第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
—	—	—	—	—	

2 実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて実施計画の作成を検討する。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる場合に必要に応じて作成するものとする。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成29年度	・農作物等被害の軽減 ・個体数の適正な維持	イノシシ	平成29年度～ 平成33年度	県内全域	

2 実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて実施計画の作成を検討する。

なお、第二種特定鳥獣管理計画の実施計画を策定する場合であって、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、当該実施計画と指定鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の整合を図るものとする。

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣の適正な保護管理を行うため、必要に応じて県内に生息する鳥獣の分布状況・生息数を把握するための調査を実施する。

なお、調査の実施に当たっては、関係機関・団体等の協力を得て行うものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査等を実施する。

(2) 希少鳥獣等保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣について、必要に応じて生息状況等を調査する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
レッドデータブック記載種	平成29年度～ 平成33年度	既存の資料の活用 現地において分布状況の把握	県内全域	通年

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内の主要なガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地について、個体数調査を行うものとする。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	備考
主要な渡来地	平成29年度～ 平成33年度	調査地点100～120箇所種類別の個体数調査を実施	県内全域	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新たな鳥獣保護区等の指定計画がないため、実施の予定なし。

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況等を調査する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

県内の主要な狩猟鳥獣の生息状況等を把握するため、調査を行う。

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
キジ、ヤマドリ、カラス類、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ	平成29年度～ 平成33年度	捕獲状況等	既存資料の活用 聞き取り調査 狩猟者からの報告	

(3) 放鳥効果測定調査

キジの放鳥効果を測定するため、放鳥時に脚環を付し、その回収等により定着状況等を把握する。

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成29年度～ 平成33年度	200羽/年	脚環	放鳥する雄の数	脚環の回収 ヤマドリ・キジ出合調査	

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の狩猟実態等を把握するため、狩猟者に対するアンケート調査を実施する。

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
イノシシ	平成29年度～ 平成33年度	狩猟日数 捕獲数量等	アンケート調査	

5 鳥獣管理対策調査

(1) 方針

農林水産物等に被害を及ぼす鳥獣の防除対策の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生息状況や被害状況等を調査する。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カラス類、 アライグマ、 ニホンザル	平成29年度～ 平成33年度	生息状況調査 被害状況調査	聞き取り等	

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置については、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟免許者、狩猟登録者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の円滑な推進を図る。また、行政効果を高めるため、計画的に担当職員の研修を行い、専門的知識の向上に努める。

(2) 設置計画

区分	現行			計画終了時			備考
	専	兼任	計	専任	兼任	計	
(本庁) 農林水産部生産者支援課 中山間地域・鳥獣対策担当	人 2	人 1	人 3	人 2	人 1	人 3	本庁の業務 ・鳥獣保護管理事業計画の策定に関する事 ・第二種特定鳥獣管理計画の策定に関する事 ・鳥獣保護区の指定等に関する事 ・狩猟者登録に関する事 ・鳥獣の捕獲許可に関する事 ・鳥獣保護管理員に関する事 ・鳥獣に関する調査・統計に関する事 ・野鳥に関する高病原性鳥インフルエンザに関する事 ・狩猟免許に関する事 ・取締りに関する事 ・鳥獣の飼養登録に関する事 ・鳥獣保護思想の普及啓発に関する事
(現地機関)							現地機関の業務 ・傷病鳥獣の保護に関する事 ・鳥獣保護思想の普及啓発に関する事 ・狩猟及び無許可捕獲・無登録飼養の取締りに関する事 ・野鳥に関する高病原性鳥インフルエンザに関する事
佐賀中部農林事務所農政課		2	2		2	2	
東 部農林事務所農政課		2	2		2	2	
唐 津農林事務所農政課		2	2		2	2	
伊 万 里農林事務所農政課		2	2		2	2	
杵 藤農林事務所農政課		2	2		2	2	

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当者会議	県	5月	1回/1年	県内全域	60人	鳥獣保護管理行政の基本的知識の修得 (市町鳥獣行政担当部局職員、農林事務所職員を対象)	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護や狩猟制度についての経験や知識を有した人材から任命するものとし、その配置に当たっては鳥獣保護区等の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案し、適切に行う。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成28年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計(C)	充足率(C/A)
人 34	人 34	% 100.0	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 34	% 100.0

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
狩猟の取締り、指導								←	→	→	→	→	→	
野鳥の密猟取締り	←												→	
鳥獣販売店舗等の立入検査	←												→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	
鳥獣に関する諸調査								←	→	→	→	→	→	
傷病鳥獣の保護	←												→	

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修	県	10月	1回/2年	全県	その年度の保護管理員総数	鳥獣保護管理員として必要な専門知識の修得	

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の適正な管理を図るため、市町、農林水産業団体、狩猟団体、保護団体等と協力し、保護及び管理の担い手の育成に努めるものとする。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲などの活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる認定鳥獣捕獲等事業者を必要に応じて確保・育成に努めるものとする。

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
事故防止狩猟者研修	県	10～11月	20/1	全県	約700名	法令や事故防止のための注意事項、一般的な狩猟マナー、安全狩猟についての研修	
網・わな実技研修	〃	9月～11月	4/1	〃	約50名	網猟・わな猟の免許所持者に対して、事故防止のための猟具の取扱い等についての実技研修	
銃器実技研修	〃	10月	1/1	〃	約20名	第一種銃猟及び第二種銃猟の免許所持者に対して、事故防止のための銃器の取扱いの実技研修	
狩猟指導員研修	〃	9月	1/1	〃	約40名	狩猟安全指導員に対して、法令順守等についての研修	
狩猟指導員研修 (銃器実技研修)	〃	〃	1/1	〃	約20名	狩猟安全指導員に対して、銃猟の初心者等の未熟者に対する指導技術を向上させるための実技研修	

(4) 狩猟者の減少防止対策

県猟友会等関係団体と連携を強化し、狩猟者の減少防止に努めるものとする。

4 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と緊密な連携を図り、迅速かつ適正な取締りを行うものとする。

なお、取締りの情報収集等に関しては、民間団体等と連携・協力を努めるものとする。

(2) 年間計画

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
密猟等の取締り	←												→	
違法飼養の取締り（随時）	←												→	
狩猟違反の取締り								←					→	
飼鳥商取締り（随時）	←												→	

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣保護管理員

平成19年度以降、県下34名の鳥獣保護管理員を設置しているが、その平均年齢は63歳と高齢であり、今後、鳥獣保護に関する豊富な知識を有する人材を育成することが重要である。

(2) 有害捕獲の従事者

有害捕獲の一役を担っている狩猟免許の所持者は、銃猟の免許所持者数は減少しているものの、イノシシ捕獲の中心である「わな」の免許所持者数はここ数年1,000～1,100人で推移している。

一方、狩猟免許所持者の年齢構成をみると、60歳以上の割合が平成17年度は51%であったのが、平成27年度では67%まで割合が増加しており、狩猟免許所持者の高齢化が、年々進んでいることから、有害捕獲の負担がだんだんと大きくなってきている。

このようなことから、被害を受けている農林業者自らが捕獲する『自衛捕獲』や、「わな猟免許所持者」と、わなの設置、えさやり、見回り、捕獲した個体の処分などの補助を行う「補助者」で構成する『捕獲班』を育成することにより、わな猟免許所持者の負担を減らし、将来に向けた地域の有害捕獲体制を整備していく必要がある。

なお、地域で捕獲者を確保できないところが出てきた場合には、各市町に設置されている鳥獣被害対策実施隊や認定鳥獣捕獲等事業者（指定管理鳥獣捕獲等事業の活用）などによる有害捕獲の実施を検討する必要がある。

また、第一種銃猟免許所持者が平成23年度の735人から平成27年には517人へと減少しており、有害捕獲を実施する場合に大型イノシシの止めさしやカラス・カワラバト（ドバト）等の捕獲を行う銃猟免許を有する従事者の確保も重要である。

(3) 鳥獣による農作物の被害

鳥獣による農作物の被害額は、中山間地域を中心に、年2億円前後で推移する中、イノシシによる被害が全体の60%以上を占めている。農業経営の安定を図るために、イノシシを始めとする鳥獣による農作物被害をいかに防止するかが重要である。

(4) 鳥類による生活環境の被害

市街地を中心にカラス等による糞公害や生ゴミの食い荒らし被害が発生しており、生ゴミの適正管理を行うとともに鳥類を寄せ付けない対策とともに市街地での有効な捕獲方法の確立が必要である。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

3 入猟者承認制度に関する事項

農林水産業に被害を及ぼしている狩猟鳥獣のうち、適正な生息数の維持など個体数管理に配慮しつつ、被害防止への取組が必要な場合においては、あらかじめ入猟者を制限できる「入猟者承認制度」が、設けられている。

しかしながら、本県においては入猟者を制限する必要のある狩猟鳥獣は、現在のところ見当たらないことから、本制度の導入は行わないこととする。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

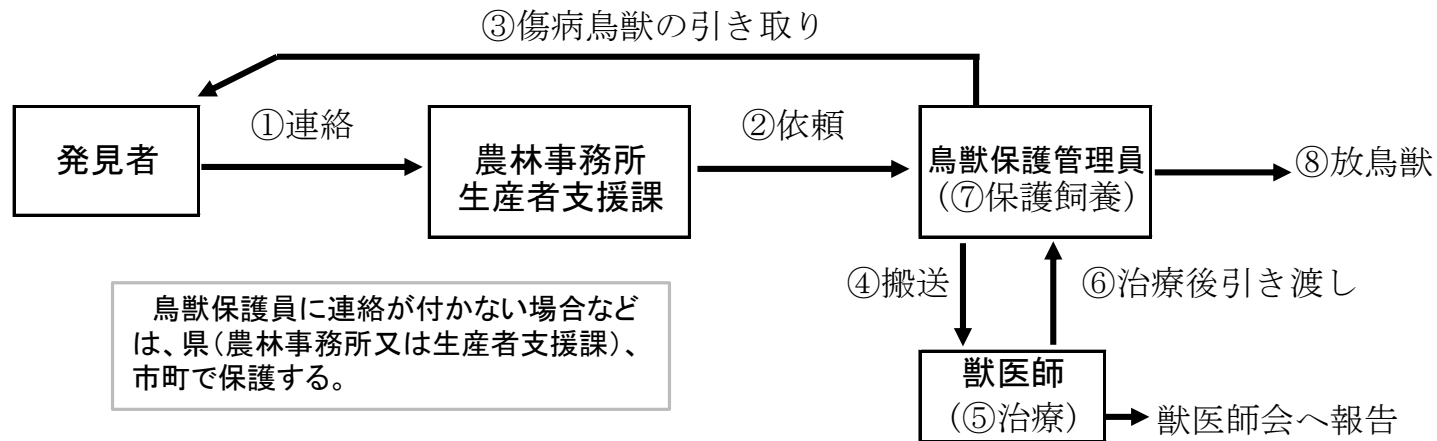
傷病鳥獣の救護については、鳥獣保護管理員、市町、獣医師会等と連携し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努め、県民に対しては、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。

なお、以下の鳥獣については、原則として傷病鳥獣の救護対象としない。

- (1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令第1条 別表第1に掲げる鳥獣
- (2) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第65条第1項において移入規制種と指定された鳥獣
- (3) 毎年、県内で有害鳥獣捕獲等が多く実施され、野生復帰させることが農林水産業等への被害の原因となるおそれのある鳥獣
- (4) 雛及び出生直後の幼獣

また、油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を検討する。

【佐賀県野生傷病鳥獣保護フロー図】



5 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘引することとなり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や、鳥獣による被害を誘引することがないように十分配慮するものとする。

さらに、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害を誘引することにもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、ホームページ等での普及啓発等にも努めるものとする。

③ 愛鳥週間行事等の計画

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
愛鳥週間行事	ポスターコンクールの実施				

(2) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

小・中学校児童・生徒を対象に愛鳥思想の普及を図るとともに、愛鳥活動の実践を通じて、自然と人とのかかわりを体得させるため、愛鳥モデル校の指定を行う。

② 指定期間

3年間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

野鳥に対する関心を高めるため、キジ放鳥事業への参加、探鳥会の開催、学校周辺部への巣箱・給餌台の設置、実のなる木の植栽などを行うよう指導する。

④ 指定計画

区分	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	1	—	1	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	1	1
中学校	1	—	1	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	1	1
計	2	—	2	—	2	2	2	—	2	2	—	2	—	2	2

(3) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）等、特に県民に関係ある事項については、県ホームページ等により、その周知徹底を図るものとする。

